

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第六編 農家の状態と農民の生活

第三章 農家経済

第二節 農家経済と租税公課負担

一九五三年一月農林省統計調査部刊行の「農家の租税公課諸負担に関する調査」は、一九五一年度の農家経済調査にもとずき、農家の租税公課負担の実態を明らかにするために作成されたものであるが、以下この資料によつて農家の負担状況を記述しよう。調査期間は五一年四月一日より五二年三月三十一日までの一か年、調査対象は全国の各階層農家より五六八〇戸を抽出し、調査結果の戸別票を五万円未満、五万円—七万円等の七つの所得階層に分類し、さらに個別票を都道府県別、農家総所得階層別に整理集計し、その階層の一戸当り平均額を算出したものである。また表中の、全国平均一戸当り数字は各都道府県別所得階層別の累計数字を合計し、これを調査農家数で除して算出したものである。

なお租税公課は直接税だけを調査したもので、電気ガス税、酒類消費税のような普通税で、農家以外でも一般に納付する税は除外されている。また公課とは、「市町村及び部落を区域とする公共的性格の団体が徴収する強制力又は半強制力を有する負担」(同報告書五頁)をいう。したがつて、土地改良区費、水害予防組合費、農業委員会費はもとより、学校割当寄附、教員住宅割、堤防割、小学校負担金等の市町村割当寄附はもちろん、部落協議費割、区費割、大字費、里道夫役割、肝煎手当割等の名目で徴収される部落協議費などが計上される。新制中学寄附金は学制改革にとまなう経費で全国的に負担されており、金額も多いので市町村割当寄附から区別して別項に計上されている。公課以外には、産業団体負担や、社会事業的な、その他の負担がある。最後に税務署更正決定額は大体、農業所得に対する更正決定額とみて差し支えないであろう。なぜなら、農業外収入としての勤労所得があつても、これは源泉徴収されるので更生決定で大巾に修正されることは稀であり、また農家の不動産所得はほとんどないからである。

農業経済と租税公課の負担

第204表によれば、農家の農業収入は二四万—四二五円で、このうち現金収入は一五万二五七一円、物交に支払われた農産物と家計に消費された農産物の価額は八万五〇八八円、動植物の成長、生産による増価額は三七六六円となつている。そしてこの農業収入を上げるに支出した必要経費は六万六〇九九円で、この内訳は現金(減価償却費をふくむ)六万三六三四円、雇傭農業労働者に対する賄(現物)額一三一一円その他となつている。必要経費は農業収入の二七・三八%、また減価償却をふくめた現金必要経費は、農業現金収入の四一・七一%に相当している。

農業収入から必要経費を差し引いた農業所得は一七万五三二六円で、そのうち農業現金所得は八万八九三七円である。また耕地一反歩当り農業所得は一万四九八五円となつている。農外収入

六万八六六六円と農外支出三一〇二円の差額たる農外所得は六万五五六四円で、結局、農業農外の農家総所得は二四万〇八九〇円(うち現金一四万七三一七円)となつている。

つぎに第205表によると、租税公課の総額は二万三四九五円で、このうち国税は六七二三円で全体の二八・六%をしめ、地方税は九〇七五円(三八・六%)、公課その他の諸負担は七六九七円(三二・八%)となつている。すなわち租税公課負担のうち最大のものは地方税(このうちでは市町村税が圧倒的比重をしめる)で公課その他の諸負担がこれにつぎ、国税が最少である。

農家総所得に対する租税公課総額の割合は九・八%で、そのうち国税は二・八%、地方税は三・八%、公課負担は三・二%である。これを農家の現金所得に対する割合で見ると、総現金所得に対する租税公課全体の割合は一八・九%、このうち国税、地方税、公課負担はそれぞれ五・四%、七・三%、六・二%となる。

かくて農家総所得から租税公課を差引いた税引き農家所得は二一万七三九五円であり、現金総所得から租税公課を引いた税引き現金所得は一二万三八二二円である(第204表を見よ)。そして家計費は全体で二一万五三九五円であるから、税引所得をもつてこれに充当すると、差引き二〇〇〇円の余剰を生ずる結果となる。もしこれを現金収支についてみると、税引き現金所得から現金家計費を差し引くと、五七四円の余剰を生ずる結果となる。ことわるまでもないが、農家経済の余剰が生じたといつても、このことはたんに農業、農外収入が増加し、農家の生活がそれだけ向上したことを直ちに意味するものではない。一九五〇、五一年の農家経済の比較によつてみると、五〇年度の赤字一万二六四〇円に対して五一年度は二〇〇〇円の黒字となり、そのかぎりでは農家経済の改善といつて差し支えないが、それはすでに本年鑑第25集でも注意し、また農林省の同報告も指摘するごとく、農家の家計費の切りつめにもよることを忘れてはならない。すなわち同報告書はつぎのようにのべている。

これを昭利二五年度の農家経済の不足一万二六四〇円に比較すると再生産を行うに支障のない状態に好転してきていることをしめしている。このことは二五年度に比し収入の増加、特に農業収入の三五・二%の増加に対し、農業必要経費三三・九%、租税公課七・六%、家計費二三・七%の増加で相対的に支出の増加が少なかつたためであろう。換言すると、租税公課の増額が軽微であつたこと、農業必要経費の節約が行われたこと、家計費のきりつめが行われたことの三つの理由によるものであろう(一〇頁)。

つぎに耕地一反歩当りの農家所得と公租公課負担額をみると(第206表)、総所得二万〇五八九円に対し租税公課は一八九七円、このうち所得税は四六三円である。

所得階層別にみた農家経済と租税公課の負担

第207表は農家所得階層別に農家経済と租税公課負担の関係をしめしている。農家経済の余剰(黒字)二〇〇〇円という数字は調査農家の平均であり、これを階層別に観察してみると、黒字の出た農家は三〇万円以上の所得ある農家(全体の二〇%)にかぎられており、残りの八〇%に及ぶ農家はいずれも赤字であり、しかもこの赤字は所得の少い農家ほど多いという事実は(たとえば総所得五万円未満の農家は五万二〇〇〇円以上の赤字をだしている)、これら下層農家においては最低生活すら維持できない状態にあることを物語っている。

さて表の示すところによれば、租税公課の負担額は、国税、地方税、公課負担のいずれも、所得の大なるに従つて多くなつていくことがわかる。国税にあつては、農家の総所得に対する負担率は、所得階層の上にしたがい増大している。これは所得税が超過累進課税制度をとつているところから、そしてその所得税が国税の中心であるところから、当然のことであるが、しかし地方税の負担率

はこれに反し所得階層が上昇するにしがたい、むしろ低下している。たとえば五万円未満の所得階層では、地方税の負担率は五・六%であるのに対し、五万—七万円階層には四・七%、一五万円以上の諸階層はいずれも三・八%である。低額所得者ほど負担が過重であるというこの事実は何によって生じたのか。おそらく、シャープ勧告による税制改革で税源の多くが中央から地方に移譲され、その税源の多くは所得の多少にかかわらず所有財産に課せられる物税であって弾力性に乏しく、また地方財政のますます悪化する事情のもとに法定税目の制限税率まで徴収が強化されたためであろう。さらに地方税法による制限にかかわらず、牛馬税、ミシン税、犬税をはじめ約二〇種目の法定外普通税が創設され、これらはいずれも、上には軽く下には重い大衆課税的性質をもち、前述のごとき不合理な結果をひき起したものと推定される。

公課負担についても、地方税と同様に、貧しい農家ほど負担率が重いという事実を明白に示している。すなわち所得額五万円未満の最下層農家の負担率は五・六%、五万円—七万円の階層三・三%、一〇万円以上は三・二%前後で、三〇万円以上の所得階層では最低の三・一%となつている。

以上の結果を総合して、農家の租税公課総額の負担率は七万円—一〇万円階層の七・四%を最低に、五万円以下の最低所得層が一・二%と最高になり、一〇万—一五万円階層の七・七%、一五万—二〇万円階層八・四%と比例的に増大し、三〇万円以上では一一・一%となつている。しかし、最低の所得をもつ農家階層の租税公課負担率が最高であるという不合理は、合理的税制改革と減税をうたつたシャープ改革の実施後も、なお極めてするどい形で残つていることは否定できぬ事実である。

耕地一反歩当りの租税公課負担額は、七万—一〇万円所得階層で最低の一〇六二円であり、所得の増大、減少にともない多額となつている。また反当り農業所得は所得階層の低いものほど少額であるが、この事実と照しあわせると、前述の租税公課負担率における不合理は、ますます大きなものとなるであろう。

所得階層別にみた税種別農家の負担

第208表は税種(人税、物税)別に各階層農家の負担状況をしめすものである。

(注)ここに人税とは、所得税、市町村民税、国民健康保険税等のごとく、人を対象として課税されるものをいい、物税とは、固定資産税、再評価税、自動車税、自轉車税、荷車税、水利地益税、相続税等、財産(物)を対象として課税されるものをいう。

さて総農家の平均において、租税総額一万五七九八円のうち、人税は九八九一円で六二・六一%に相当し、物税は五九〇七円で三七・三九%を占めている。つぎにこれを所得階層別にみると、人税は三〇万円以上の階層の七一・二九%を最高に、所得の減るにしがたい、その比率を減じ五万円階層では一六・六七%となつている。物税はこれと正反対に、低額所得階層ほど、その比率は高く(五万円階層で八三・三三%)、所得の増すほど、その比率は低下している。物税においては、低額所得層ほど、その負担率が高くなつていることは、当然に大衆課税的効果をもつこととなる。一九四九年度においては農家の租税負担額中、人税は八五%という高率をしめていたが、シャープ改革後の一九五〇年度においては七〇%、一九五一年度においては、前述のごとく六二・六一%となつた。その当然の結果として、物税の占める割合がそれだけ増大したということは、所得の大なる者には負担軽く、貧しい者には相対的に過重の負担をかけるという傾向を強めることになつた。シャープ改革後の地方財政の膨脹と悪化、所得税中心の減税と地方税の増徴とは、この傾向をますます強めるであろうと推定される。

公課その他の負担

租税以外の公課、産業団体関係や社会事業的な諸負担の総額は一戸平均七六九七円である。そのうち、公課は三二二八円(全体の四一・九%)、産業団体負担は二五〇三円(三二・五%)、その他の諸負担は一九六六円(二五・六%)である(第209表参照)。農家総所得に対する割合は、公課その他の諸負担全体として三・二%をしめ、そのうち公課は一・四%、産業団体負担は一・〇%、その他は〇・八%となつている。

つぎに所得階層別に農家所得に対する負担の割合すなわち負担率をみると、五万円未満の農家は五・六%で最高、五万—七万円階層で三・三%、その後、所得階層の昇るにしたがい、むしろ負担率は低下し、三〇万円以上の所得階層では三・一%と最低である。前項の租税負担率においても見られたと同様の傾向、つまり所得の少ない農家ほど相対的に重い負担を背負わされ、所得の大なる農家ほど相対的には負担が軽いという事実が、ここに明瞭に看取される。とくに諸負担の項目中、農業協同組合費、共済組合の共済割などをふくむ産業団体費では、最低所得層の農民の負担率は、最高所得階層農家の二・七倍にも達しているのである。

地方別に見た租税公課負担と農家経済
農林省の前述の報告書はつぎのようにのべている。

「地方別に租税公課の負担と農家経済の関係を比較すると、北陸、関東、その他地域のごく一部を除いて殆どの府県は生活の維持ができない実情であつて、農家経済余剰の最も多いのは栃木の八、〇九〇円で鳥取、広島、石川がこれにつぎ、農家経済の不足を生じた県は兵庫の二万三八一二円を筆頭に東京、和歌山、奈良、山梨、京都等三四府県の多きにのぼり、大都市の所在する府県又はその近郊の県が目立つて不足が多いようである。これは野菜などの価格の下落に伴う収入の減少と生活程度の比較的高いためであろう」(一四頁)。

一戸当り農家の租税公課負担額は北海道が最高で四万四三〇七円、山形、栃木、福岡、新潟、埼玉、秋田等がこれにつぎ、一般に米作地帯に負担が重い。農家の総所得に対する租税公課の割合は、北海道がやはり最高で一三・六%、埼玉一二・六%、山形、新潟一二・四%、京都一二・二%等がこれについて高く、最低は鹿児島七・六%である。

なお最後に、農家所得と経営面積の関係、階層別に見た所得と所得税負担のおよび関係農家所得と税務署の所得更生決定額との相関関係を示す諸表をかかげておく(第210・211・212表)。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
